

進めよう 再開発！

心機一転第1号

ともにつくるう市川駅南口のまち

再開発審査会

皆さんの委員が決まりました

説明会、ニュースで募集を行いました再開発審査会の委員をお引き受けいただく方々が決まりました。

審査会は本事業の完了まで続き、近く第1回会議を開催する予定です。



地区内権利者の委員の方々

河野 章三 氏

鳥山 弘靖 氏

松澤 明 氏

この他、学識経験をお持ちの
4人の方をお願いしています。

審査会で話し合っていた内容

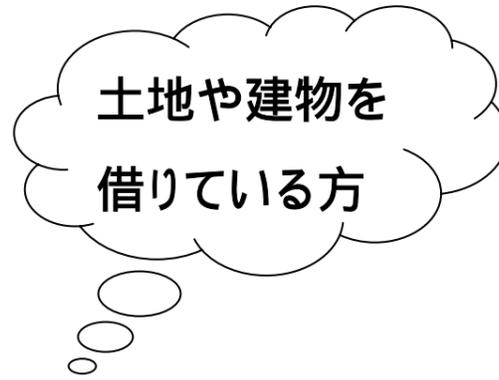
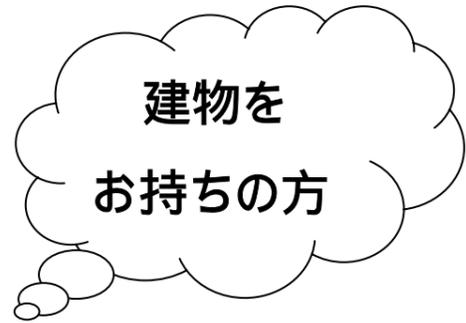
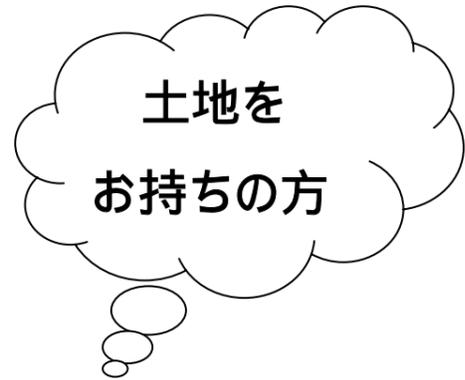
1. 過小床基準の決定
2. 権利変換計画の決定
3. 権利変換計画の意見書採否
4. 土地明渡しに伴う補償金の決定
5. 借家条件の裁定
6. 税務協議

(4ページに内容の説明があります)

- ・資産の確認をお願いします
- ・新所長あいさつ

(2～3ページ)

(4ページ)

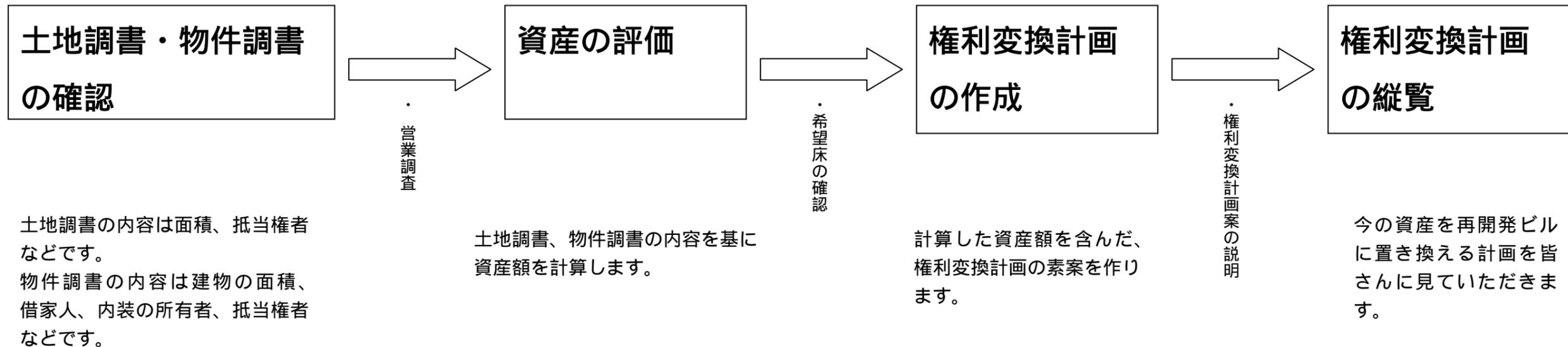


実際に所有している財産の範囲が決まらなければ、今の資産を再開発ビルに置き換える「権利変換計画」を作ることができません。

そこで、皆さんの財産の範囲を「土地調書」と「物件調書」にまとめましたのでご確認ください。

これまで皆さんに提示させていただいた補償金額に、ご不満の方もいらっしゃると思いますが、別に意見を申し立てることができますので、調書の確認にご協力をお願いします。

資産の確認をお願いします



調書の確認には、権利者の皆さんの署名と押印が必要となります。

(資産額や補償額を確認するものではありません)

これから順次職員がお伺いしますのでよろしくをお願いします。

審査会で話し合っていた内容

1. 過小床基準の決定

再開発ビルの効率を考えた、一番小さい床（区画）の面積を決めていただきます。

2. 権利変換計画の決定

今の資産を再開発ビルに置き換える計画を決めていただきます。

3. 権利変換計画の意見書の採否

皆さんから寄せられた、権利変換計画に関する意見を取り入れるかどうかを判断していただきます。

4. 土地明渡しに伴う補償金の決定

土地の明渡しに伴う補償額が妥当かどうかを判断していただきます。

5. 借家条件の裁定

再開発ビルでの借家条件について話し合いが整わない場合に、申し立てにより裁定を行っていただきます。

6. 税務協議

転出する際の理由が、税務控除の要件にあたるかどうかを判断していただきます。

新所長あいさつ-----石川 喜庸です よろしくお願ひします

4月から、当事務所の所長として参りました。市川駅南口再開発事業は、地域の皆さんと市が協力して進めていくことが大切と考えています。そのためには、皆さんとよく話し合い、ご意見やご要望を伺いながら、本事業が皆さんのためにより良いものとなるよう、職員一丸となって努めてまいりますので、ご協力をお願いします。

皆さんのまちを一緒につくっていきましょう。

発行日 平成14年5月15日

発行者 市川市

編集者 市川駅南口再開発事務所

電話 047-324 0088

ホームページ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>